

改正感染症法における 医療措置協定制度について

令和 6 年 1 0 月

香川県健康福祉部感染症対策課

<概要>

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の改正により、今後新興感染症（※1）の発生及びまん延に備え、発生の初期段階から効果的に対策を講ずることができるように、知事は、県内の医療機関（※2）と新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置等の協定（医療措置協定）を締結するものとされました。

また、県の策定する感染症に係る予防計画についても、記載事項を充実させることとされ、医療提供体制等に係る数値目標を設定することとされました。

※1 新興感染症：感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

※2 病院、有床診療所、無床診療所、薬局、訪問看護事業所



県では、多くの医療機関の皆様と、協定を締結しておりますが、引き続き、協定を締結することは可能ですので、まだ協定を締結していない医療機関におかれましても、ご検討くださいますよう、お願いします。

<改正感染症法について>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抜粋）

(医療機関の協定の締結等)

第三十六条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「医療措置協定」という。）を締結するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる措置のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの
 - 二 第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
 - 三 前二号の措置に要する費用の負担の方法
 - 四 医療措置協定の有効期間
 - 五 医療措置協定に違反した場合の措置
 - 六 その他医療措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項の規定による協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない。
- 3 都道府県知事は、医療機関の管理者と医療措置協定を締結することについて第一項の規定による協議が調わないときは、医療法第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会の意見を聴くことができる。
- 4 都道府県知事及び医療機関の管理者は、前項の規定による都道府県医療審議会の意見を尊重しなければならない。
- 5 都道府県知事は、医療措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療措置協定の内容を公表するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、医療措置協定の締結に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

<医療措置協定について①>

- 都道府県は、平時に新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定（医療措置協定）（病床確保や発熱外来等の項目）を締結することとなっています。
 - 協定締結作業は、令和5年度中から順次実施し、令和6年9月末までに完了することとされていますが、これ以降でも、隨時、受付していますので、協定締結の意向がある医療機関におかれましては、協議書の提出をお願いします。
- 医療措置の内容
- ①病床確保、②発熱外来、
③自宅療養者等に対する医療の提供、
④後方支援、⑤人材派遣
のいずれか1種類以上を実施
 - ⑥個人防護具を備蓄（任意事項）
- 薬局・訪問看護事業所は「③自宅療養者等への医療の提供」が該当
- ①病床確保、②発熱外来、③自宅療養者等への医療の提供の内容を含む協定を締結した医療機関は、感染症法に基づき、以下のとおり指定されます。
 - 第一種協定指定医療機関 ➤ 入院医療を担当（病床を確保）する医療機関
 - 第二種協定指定医療機関 ➤ 発熱外来・自宅療養者等への医療提供を行う医療機関
 - 協定を締結するに当たっては、医療機関の新型コロナ対応の実績も参考に、関係者の間で協議を行い、各医療機関の機能や役割に応じた内容の協定を締結します。

<医療措置協定について②>

医療措置の具体的な内容

協定締結の協議対象者		病院	有床 診療所	無床 診療所	薬局	訪問看護 事業所
医 療 措 置 協 定	①病床確保	○	○	/	/	/
	②発熱外来	○	○	○	/	/
	③自宅療養者等への医療の提供	○	○	○	○	○
	④後方支援	○	○	○	/	/
	⑤人材派遣	○	○	○	/	/

: 第一種協定指定医療機関

: 第二種協定指定医療機関

: その他

③自宅療養者への医療の提供： 自宅療養者等（自宅療養者、宿泊療養者、高齢者施設・障害者施設で療養する方）へ医療を提供（※）すること

（※）病院・診療所 ➤ 往診又は電話・オンライン診療

薬局 ➤ 訪問しての服薬指導及び薬剤等の配達、又は

電話・オンラインでの服薬指導及び薬剤等の配達

訪問看護ステーション ➤ 訪問看護

④後方支援： 回復患者の転院受入れ、病床の確保の協定を締結している医療機関に代わって的一般患者を受入れること

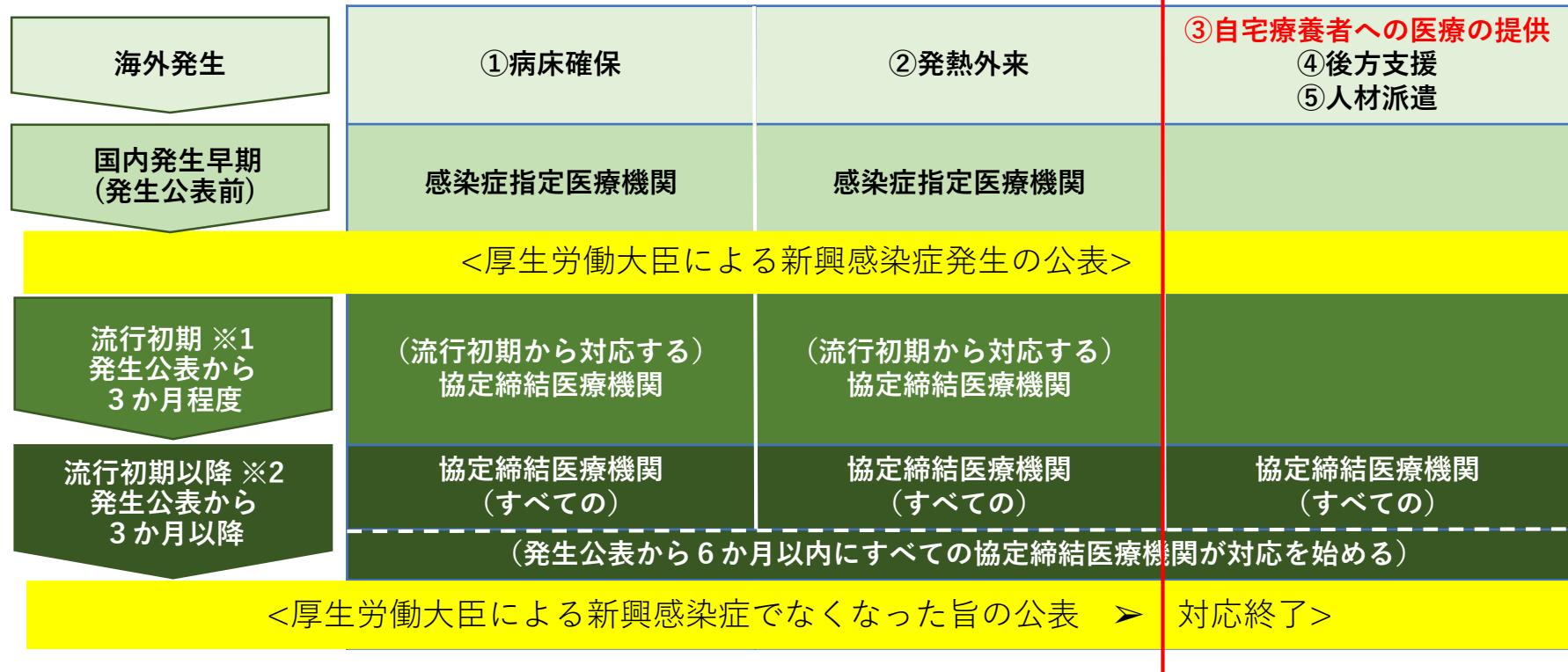
⑤人材派遣： 感染症対応を行う医療機関等に医療人材を派遣すること

<対応時期（流行初期と流行初期以降）について>

○「流行初期」と「流行初期以降」の考え方

- ・医療措置協定においては、各医療機関の機能や役割に応じて、新興感染症への対応時期を、「流行初期」と「流行初期以降」に、対応時期を分けて協定を締結します。

【医療措置の要請の流れ】



※ 1：第一種・第二種感染症指定医療機関を含む公的医療機関を念頭に、新型コロナ発生の約1年後（2020年12月頃）の患者数の規模に対応できる体制の確保を目指します。

※ 2：流行初期より対応する医療機関に加え、対応可能な民間医療機関・公的医療機関も中心となりながら、順次、協定を締結したすべての医療機関で対応することとし、新型コロナ対応で確保した最大規模（2023年1月頃）の体制を目指します。

<薬局における医療措置協定締結までの流れ>

香川県



〔医療機関〕
〔薬局〕



①協議書を県に提出

②協定書（案）を送付

※県は、医療機関から提出された協議書を基に、協定書（案）を作成

③協定書（案）の内容を確認し、確認した旨を県に連絡

※協定書（案）の内容に修正があれば、適宜、修正

その際、協定指定医療機関の同意書兼指定要件確認書を県に提出

④協定書を送付

あわせて、協定指定医療機関の指定書を送付

⑤協定書に、医療機関が押印し、県に返送

⑥協定書に、県が押印し、医療機関に送付

⑦締結した協定の更新

※当初の協定の有効期限は、令和9年3月31日までとして、更新しない旨の申出がない場合、同一条件で3年間更新、その後も同様

⑧必要に応じて、変更の申出、協定内容の変更

⑨締結した協定の公表、関係団体等への通知

※県は、協定を締結した医療機関をホームページで公表

△医療措置協定 - 本文（例）①△

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

香川県知事（以下「甲」という。）と○薬局〇店管理者【薬局の管理者】（以下「乙」とい
う。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。
以下「感染症法」という。）第36条の3第1項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型イン
フルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエン
ザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエン
ザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフル
エンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずること
により、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供
体制等を勘案し、必要があると認めるとときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう
要請するものとする。

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康
観察に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われて から6か月以内）
対応の内容 (例)	<ul style="list-style-type: none">・電話・オンライン服薬指導及び薬剤等の配送が可能（※） (特に高齢者施設等への対応が可能)又は・訪問しての服薬指導及び薬剤等の配送が可能（※） (特に高齢者施設等への対応が可能)及び・健康観察の対応が可能

※ 電話・オンラインによる服薬指導については、新型コロナウイルス感染症における「新
型コロナウイルス感染症拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特
例的な取扱いについて」（令和2年4月10日事務連絡）と同様の特例措置が適用された場
合を前提とする。

△医療措置協定・本文（例）②△

（個人防護具の備蓄） ※括弧書きは、任意事項であることを示したもの。

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

品目 ク	サーナカルマスク N95マスク (S2マスクでの 代替も可)	アイソレーショ ンガウン (プラスチック ガウンも含む)	フェイスシール ド (再利用可能な ゴーグルの使用 での代替も可)	非滅菌手袋 ○○枚 ○か月分
枚数 ○○枚 ○か月分	○○枚 ○か月分	○○枚 ○か月分	○○枚 ○か月分	○○枚 ○か月分

（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第6条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時ににおいて、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び変更）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

（協定の措置を講じないと認められる場合の措置）

△医療措置協定 - 本文（例）③△

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるとときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うものとする。

（協定の実施状況等の報告）

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該薬局の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS）により報告を行うよう努める。

（平時ににおける準備）

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 一 乙の薬局において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の薬局において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかることが見込まれる医療従事者等を参加させること。

三 措置を講ずるに当たっての乙の薬局における対応の流れを点検すること。

（疑義等の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に話し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県知事 池田 豊人

乙 所在地
薬局名 管理者名 ○○ ○○

所在地
法人名
代表者名 ○○ ○○

【開設者と連名で協定を締結する場合は記載】

<医療措置協定の内容について①>

(1) 新興感染症発生時に講じる医療措置の内容

- ①自宅療養者等への医療の提供
- ②個人防護具の備蓄（任意事項）

(2) 上記（1）の措置に要する費用負担の方法

(3) 医療措置協定の有効期間

(4) 医療措置協定に違反した場合の措置

(5) その他の協定締結項目

- ①協定の実施状況の報告
- ②平時における準備

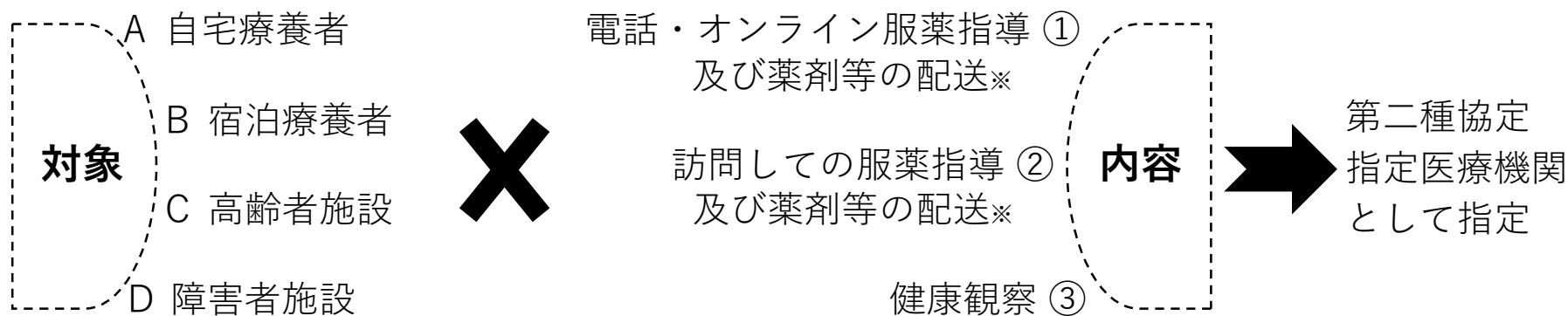
(6) その他（協定内容の公表）

<医療措置協定の内容について②>

(1) 医療措置の内容 ①自宅療養者等への医療の提供

【新興感染症の発生・まん延時にお願いしたいこと】

自宅療養者等への医療の提供及び健康観察	下記から実施できる対象と内容を選択して実施
---------------------	-----------------------



※ 電話・オンラインによる服薬指導については、新型コロナウイルス感染症における「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け事務連絡）と同様の特例措置が適用された場合を前提とします。

※ 薬局自らが配送する必要はなく、配送業者に委託することも含みます。また、発生・まん延時に配送できる体制を取ることができれば、平時から配送の体制を整えておく必要はありません。

①電話・オンライン服薬指導
及び薬剤等の配送

②訪問しての服薬指導
及び薬剤等の配送

③健康観察

➤①・②のいずれかが可能であれば、協定締結の対象となります。

③健康観察のみ実施の場合は、協定締結の対象外

<医療措置協定の内容について③>

(1) 医療措置の内容 ①自宅療養者等への医療の提供

【第二種協定指定医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の指定要件】

（令和5年5月26日厚生労働省告示第202号）

- ①最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- ②新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、知事からの要請を受け、発熱患者の医薬品対応（調剤・医薬品交付・服薬指導等）を行う体制^(※1)が整っていると認められること。

※ 1 患者の求めに応じて、訪問しての、又は情報通信機器を用いた服薬指導の実施が可能であること、薬剤の配送等の対応を行っていること。

また、夜間・休日、時間外の対応（輪番制による対応を含む。）を行っていることが望ましいとされています。

【医療措置協定の締結に係る協議書作成に当たって】

- ・新型コロナ対応における実績を踏まえ、薬剤師会の会員で「災害・感染症対応薬局」となっていた薬局においては、積極的に協定締結のご検討をお願いします。

<医療措置協定の内容について④>

(1) 医療措置の内容 (2)個人防護具の備蓄 (任意事項)

【対象物資の品目及び備蓄量、備蓄方法】

一 「サージカルマスク」、「N95マスク」、「アイソレーションガウン」、「フェイスシールド（又はゴーグル）」、「非滅菌手袋」の5品目を、感染症発生・まん延時における薬局全体の使用量（※1）の2か月分、備蓄することを推奨する。

※1 使用量は、その医療機関のコロナ診療部門以外も含む。

二 2か月分以外（例えば、3週間分、1か月分、3か月分等）でも、薬局に応じて協定を締結することができます。

三 5物資全部について一括して、又は各物資ごとに、使用枚数及び使用期間を設定することができます。

四 備蓄方法としては、①備蓄物資を順次取り崩して一般医療の現場で使用する回転型、②物資の取引事業者との供給契約で、取引事業者の保管施設で備蓄を確保する方法、③物資の取引事業者と連携し、有事に優先供給をしてもらう取り決めをする、などが考えられます。

※ 協定の対象となる備蓄物資は、薬局内での来客対応用や、訪問しての服薬指導等において使用するもので、販売用の個人防護具（マスク等）は含みません。

<医療措置協定の内容について⑤>

(1) 医療措置の内容 (2)個人防護具の備蓄（任意事項）

【医療措置協定の締結に係る協議書作成に当たって】

- ・個人防護具の備蓄は、協定締結するうえで、任意事項ではありますが、新型コロナウイルス感染症の発生初期段階で、医療用マスク等の個人防護具は、世界的需要が高まる中で輸入が停滞する等により、不足が顕在化しましたので、できるだけ、備蓄に努めていただき、協定締結をお願いします。

(2) 措置に要する費用負担の方法

- 一 感染症医療措置（①自宅療養者等への医療の提供）に要する費用については、県の予算の範囲内で補助を行う。
詳細については、新興感染症発生時に、その感染症の性状に合わせて定める。
- 二 個人防護具の備蓄（任意）に要する費用については、医療機関において負担する。
新興感染症発生・まん延時には、その感染症の性状等を踏まえて、国において必要な支援を検討する。

<医療措置協定の内容について⑥>

(3) 医療措置協定の有効期間

- 一 協定の有効期間は、締結日から、令和9年3月31日までとする。
- 二 有効期間満了の30日前までに、更新しない旨の申出がない場合は、同一条件により3年間更新することとし、その後も同様とする。

(4) 医療措置協定に違反した場合の措置

- 一 正当な理由がなく、協定に定めた措置を講じていないと認めるときは、県は、感染症法に基づく措置（勧告・指示・公表）を行うことができる。

(正当な理由の例)

- ・薬局内の感染拡大等により、薬局内の人員が縮小している場合
- ・ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりに必要となる人員が異なる場合
- ・感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合
- ・この他にも、情報が蓄積され次第、正当な理由の範囲について、不公平とならないようできる限り具体的に示していく。

<医療措置協定の内容について⑦>

(5) その他の協定締結項目 (①協定の実施状況の報告、②平時における準備)

- 一 県から協定に関する報告の依頼があったときは、速やかに電磁的方法（G-MIS等）で報告するよう努める。
 - ・平時においては、年1回、協定の運用状況等。
 - ・感染症発生・まん延時においては、感染状況に応じて隨時、措置の実施状況等。
- 二 平時において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努める。
 - ・最新の科学的根拠に基づいた適切な知識を習得するための研修を実施する、又は外部の機関が実施する医療機関向け研修に医療従事者等を参加させる。
 - ・措置を講ずるに当たっての訓練を実施する、又は外部の機関が実施する訓練に医療従事者等を参加させる。
 - ・措置を講ずるに当たっての薬局における対応の流れを点検する。

(6) その他（協定内容の公表）

- 一 協定を締結したときは、患者の選択に資するよう、県ホームページで協定の内容（薬局名、締結した協定の内容）を公表する。
- 二 感染症発生・まん延時には、患者の選択に資するような情報として、例えば、対応可能時間や対応可能な患者（自宅療養者、宿泊施設療養者、高齢者施設などで療養している者）などの情報の公表を行うことがあります。

<おわりに>

協定締結に係る協議の説明は、以上となります。

協定締結については、隨時、受付しておりますので、まだ協定を締結していない医療機関におかれましても、ご検討くださるようお願いいたします。

回答送付の際には、回答内容に漏れがないか、ご確認いただきますようお願いいたします。

協議書及び別紙協定締結項目（詳細）に記載いただき、電子メール又はFAXにより、御回答ください（電子メールでの提出に御協力ください。）。

提出先

電子メール：kansensyo@pref.kagawa.lg.jp

FAX : 087-861-1421